傷病手当金請求書

組合員※が公務によらない病気やケガのため勤務を休んだ場合に支給

※引き続き1年以上組合員であった方で、退職の際に傷病手当金を受けている場合または退職の際に支給要件を満たしている場合を含む。

【 支 給 期 間 】

連続して3日以上休んだ後4日目から支給要件を満たします。

支給開始から1年6ヵ月間（結核性の場合は3年間）

【 支 給 金 額 】

１日につき　（標準報酬月額の平均）×1/22の額×　2/3　（円未満四捨五入）

10円未満〔一の位〕四捨五入

・　標準報酬月額の平均…支給開始月以前直近12ヵ月の標準報酬月額の平均

（　組合員期間が12ヵ月に満たない場合は、全期間の標準報酬月額の平均
または全組合員の平均標準報酬月額（32万円）のどちらか低い額　）

《注意事項》

・　報酬が支払われているときは支給日額が報酬の日額を上回る場合のみ、その差額が支給されます。
【短-25ページ参照】
・　同一の病気やケガによる障害厚生年金（障害基礎年金）や退職後に老齢厚生年金等の支給を受けている場合は、傷病手当金が年金を上回る場合のみ、その差額分が支給されます。
・　勤務を要しない日（土・日曜日など）については、支給されません。
・　出産手当金が支給されている場合は、その期間中は支給されません。

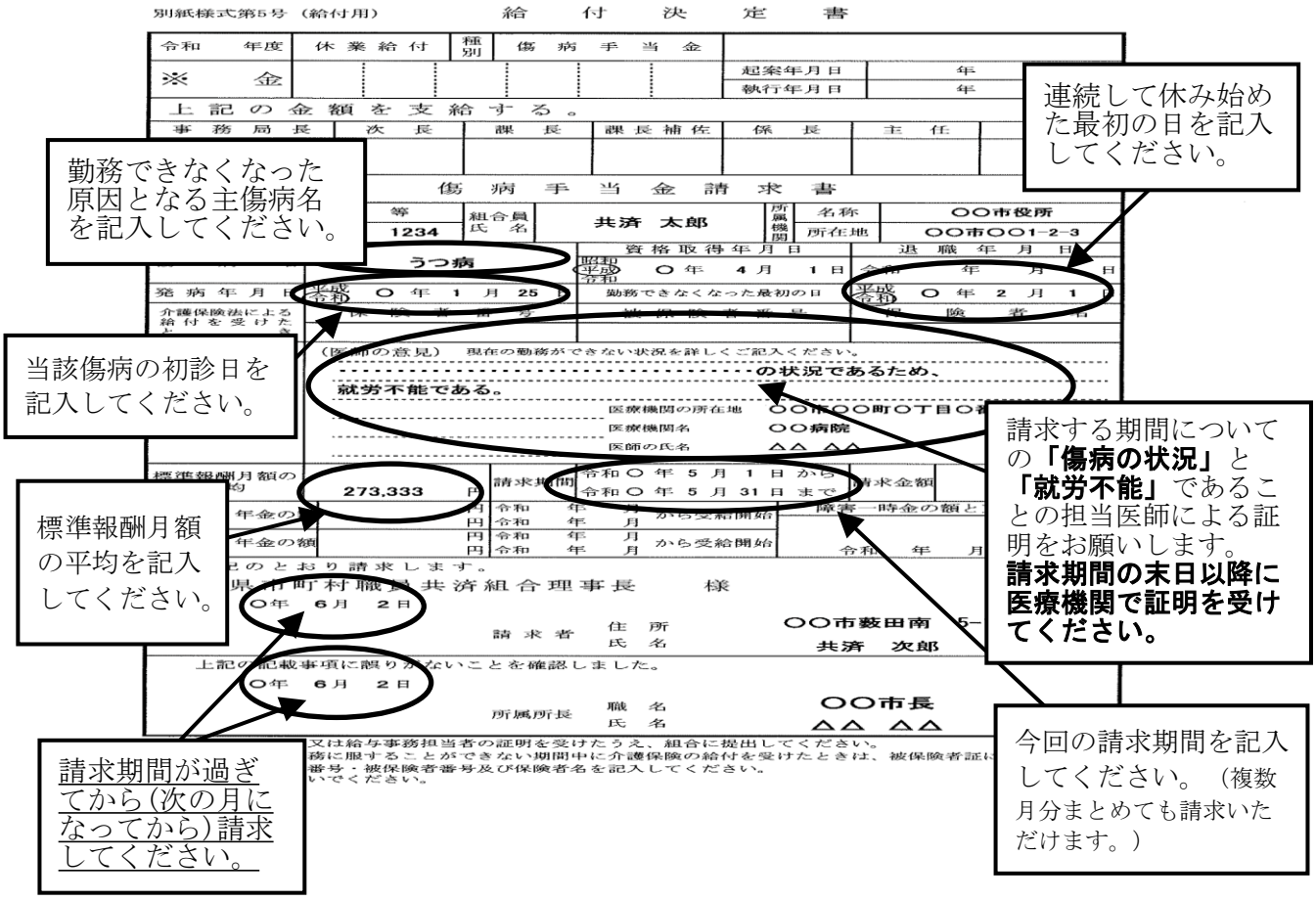

【添付書類】「勤務を要しない日届出書」【短－24ページ参照】

（裏面）

令和○年２月１日から令和△年５月３１日まで出勤しなかった期間に対して、次の金額の給料を支払ったことを証明する。

		支給割合	報酬の日額			支給割合	報酬の日額
令和○年　２月　１日 令和○年　２月２８日	間	１０割	15,000円	令和○年１０月　１日 令和○年１０月３１日	間	８割	10,909円
令和○年　３月　１日 令和○年　３月３１日	間	１０割	13,636円	令和○年１１月　１日 令和○年１１月３０日	間	８割	11,428円
令和○年　４月　１日 令和○年　４月３０日	間	１０割	13,636円	令和○年１２月　１日 令和○年１２月３１日	間	８割	10,434円
令和○年　５月　１日 令和○年　５月３１日	間	８割	11,428円	令和△年　１月　１日 令和△年　１月３１日	間	８割	11,428円
令和○年　６月　１日 令和○年　６月３０日	間	８割	10,909円	令和△年　２月　１日 令和△年　２月２８日	間	８割	11,428円
令和○年　７月　１日 令和○年　７月３１日	間	８割	10,434円	令和△年　３月　１日 令和△年　３月３１日	間	８割	10,434円
令和○年　８月　１日 令和○年　８月３１日	間	８割	11,428円	令和△年　４月　１日 令和△年　４月３０日	間	８割	11,428円
令和○年　９月　１日 令和○年　９月３０日	間	８割	10,909円	令和△年　５月　１日 令和△年　５月３１日	間	割	0円

令和　　年　　月　　日

所属所長又は　職名
給与事務担当者　氏名

※今回支給日数（該当日に○印を附する。）
月　　日分

勤務しなかった期間の報酬の日額について下記のとおり証明してください。
①給料の全部が支給されない場合
　支給されなくなって最初に請求する月のみ証明してください。
②給料の一部が支給される場合
　支給された給料の額を請求の都度証明してください。

報酬の日額について【短-25ページ参照】

8割支給の報酬の日額≧傷病手当金の支給日額　の場合

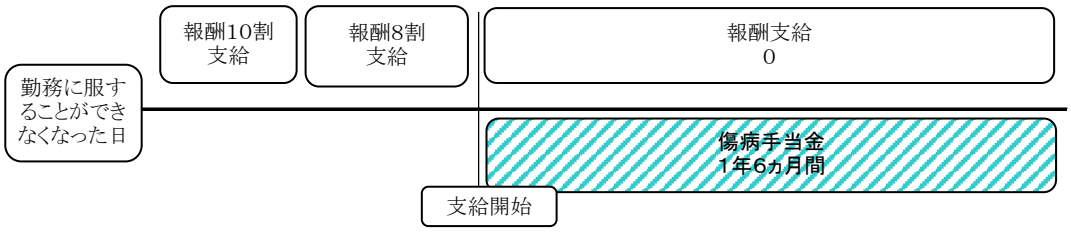

8割支給の報酬の日額＜傷病手当金の支給日額　の場合

（傷病手当金の支給日額－報酬の日額＝差額が日数分支払われます）

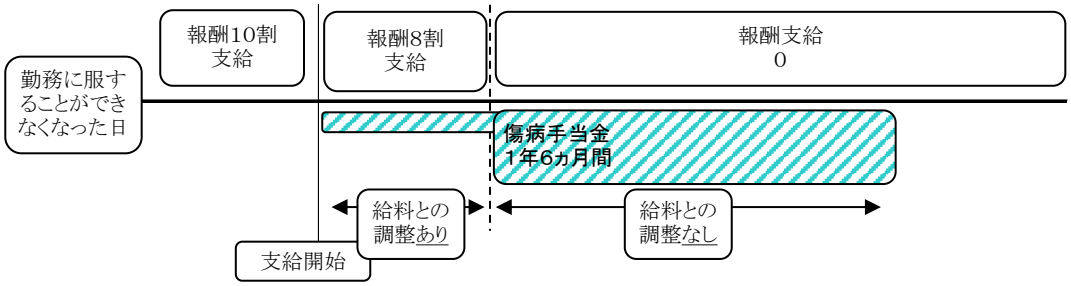

※　休業直前の超過勤務手当、通勤手当が極端に高額である場合など、標準報酬月額が高額で算定されている場合は報酬10割支給の間においても、報酬の日額が支給日額を下回る場合は傷病手当金の支給対象となります。

※　報酬の日額が支給日額を下回った日から、1年6ヵ月間の支給となります。

（支給額が少額であるため、未請求により支給開始を遅らせることはできません。）